

健康保険 限度額適用認定 申請書 記入の手引き

入院等で医療費が自己負担限度額を超えそうな場合にご使用ください。
窓口でのお支払いが一定の金額までとなる認定証を交付します。

マイナ保険証を使ってみませんか？

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録することで、マイナ保険証として医療機関等を受診できます。また、窓口での保険診療分のご負担が自己負担限度額までとなりますので、限度額適用認定申請書の提出は不要となります。

ぜひ、マイナ保険証をご利用ください。

※オンライン資格確認を導入していない医療機関等で受診される場合や、協会けんぽにマイナンバーの登録が行われていない場合は、限度額適用認定証を医療機関等の窓口へ提出いただく必要があります。

注意事項

● 提出不要の方

70歳以上75歳未満で標準報酬月額26万円以下の方と83万円以上の方は「高齢受給者証」を提示することにより、医療機関の窓口での負担が自己負担限度額までとなります。

● 被保険者が非課税の方

70歳未満の方で、「区分:ウ」および「区分:エ」の場合ならびに70歳以上75歳未満の方で、「区分:一般」の場合のうち、被保険者の市区町村民税が非課税などによる低所得者の方は、「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」(別様式)をご提出ください。

● 有効期間

申請月の初日(健康保険加入月に申請された場合は資格取得日)から1年間となります。

(なお、有効期間の初日を申請月の初日より前にすることはできません。)

自己負担限度額

医療機関に限度額適用認定証を提示することで、同一の月において、医療機関ごとの窓口での

一部負担金等の支払額が下記の自己負担限度額まで(※1)となります。

なお、同じ医療機関であっても、①医科入院、②医科外来、③歯科入院、④歯科外来にわけて(※2)計算します。

● 70歳未満の方

被保険者の所得区分	自己負担限度額	多数該当(※3)
区分:ア (標準報酬月額83万円以上の方)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
区分:イ (標準報酬月額53万~79万円の方)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
区分:ウ (標準報酬月額28万~50万円の方)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
区分:エ (標準報酬月額26万円以下の方)	57,600円	44,400円

● 70歳以上75歳未満の方

被保険者の所得区分	自己負担限度額		多数該当(※3)
	個人ごと(外来)	世帯ごと(入院を含む)	
現役並み所得者 区分:現役並みⅢ (標準報酬月額83万円以上で 高齢受給者証の負担割合が3割の方)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%		140,100円
区分:現役並みⅡ (標準報酬月額53万~79万円で 高齢受給者証の負担割合が3割の方)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%		93,000円
区分:現役並みⅠ (標準報酬月額28万~50万円で 高齢受給者証の負担割合が3割の方)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%		44,400円
区分:一般 (現役並み・低所得者以外の方)	18,000円 【年間上限14.4万円】	57,600円	44,400円

※1 保険外負担分(差額ベッド代など)や、入院時の食事負担額等は対象外となります。

※2 上記①②③④ごとに、70歳未満の方は、自己負担額21,000円以上のもの、および70歳以上75歳未満の方は、自己負担を伴うものが複数あると、高額療養費支給申請書の提出が必要な場合があります。

※3 診療月以前から1年間に3回以上の高額療養費の支給を受けた(受けられる)場合は、多数該当となり4回目から自己負担限度額が軽減されます。

次ページに記入例があります。➔

ご提出・お問い合わせ先

被保険者証に記載されている協会けんぽ都道府県支部に郵便でご送付ください。

(窓口でも受け付けます。)

*各支部の所在地・電話番号などは、協会けんぽホームページをご覧ください。



協会けんぽ

検索

